

魚津市告示第27号

魚津市水産業経営安定補助金交付要綱の一部改正について  
魚津市水産業経営安定補助金交付要綱（平成20年魚津市告示第124号）の  
一部を次のように改正する。

令和6年2月20日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条－第10条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1・2（略）</p> <p>（この告示の失効）</p> <p>3 この告示は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。<u>ただし、この告示の失効前に第5条の規定による交付決定をした補助金の取扱いについては、この告示の失効後もなおその効力を有する。</u></p> <p>別表（第3条関係） 【別記1】</p> <p>様式第1号（第4条関係） 【別記2】</p> <p>様式第2号（略）</p> <p>様式第3号（第6条関係） 【別記3】</p> <p>様式第4号（略）</p> <p>様式第5号（第8条関係） 【別記4】</p>	<p>第1条－第10条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1・2（略）</p> <p>（この告示の失効）</p> <p>3 この告示は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>別表（第3条関係） 【別記1】</p> <p>様式第1号（第4条関係） 【別記2】</p> <p>様式第2号（略）</p> <p>様式第3号（第6条関係） 【別記3】</p> <p>様式第4号（略）</p> <p>様式第5号（第8条関係） 【別記4】</p>

## 【別記1】

改正後

## 別表（第3条関係）

事業名	補助率又は補助金額	対象及び条件
<p>1 漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）に基づく漁業近代化資金利子補給</p> <p>(1) 1号資金 (2) 2号資金 (3) 3号資金 (4) 4号資金 (5) その他市長が特に必要と認める資金</p> <p>上記近代化資金の種類は富山県漁業近代化資金事務取扱要領（平成17年7月5日水漁第637号富山県農林水産部長通知）に基づく。</p>	<p>年 利 率 1 <u>パーセン</u> <u>ト</u>以内</p> <p>期 間 3年以内</p> <p>補助対象利子の額から、他制度により受けられる利子補給額を減じた額を補助金上限額とする。</p>	<p>1号資金については総トン数30トン未満の漁船とし、利率、償還及び据置期間は、富山県漁業近代化資金制度実施要綱（平成17年4月1日水漁第556号富山県農林水産部長通知）に基づく。</p>
<p>2 産地水産業強化支援事業実施要綱（平成23年3月30日付け22水港第2422号農林水産事務次官依命通知）及び水産関係地方公共団体交付金等実施要綱（平成22年3月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知）に基づく施設整備事業（沿岸漁業構造改善を促進するためのものに限る。）</p>	<p>富山県漁業経営構造改善事業費補助金交付要綱（平成12年4月1日付け水漁第713号富山県知事通知）による県の負担分と同額以内</p>	<p>当該事業の実施主体として国から採択された漁業協同組合等の団体を対象とする。</p>

<p><u>3</u> 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく漁獲共済掛金補助</p>	<p>本人負担掛金に対し（沿岸沖合漁業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ぶり定置 5 <u>パーセント</u>以内</li> <li>・その他の定置 16 <u>パーセント</u>以内</li> <li>・その他漁業 20 <u>パーセント</u>以内（サンマ漁業）</li> <li>・サンマ棒受網 2 <u>パーセント</u>以内</li> </ul>	<p>沿岸沖合漁業者及びサンマ漁業者であって、魚津船籍の漁船に限る。</p>
<p><u>4</u> 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく漁船損害保険掛金補助</p>	<p>本人負担掛金に対し 15 <u>パーセント</u>以内</p>	<p>総トン数30トン未満の漁船を対象とする。</p>
<p><u>5</u> 風水害等の被害による漁網等の購入費に対する補助</p> <p>(1) 固定式刺し網（流し網を除く）</p> <p>(2) ばい籠網</p> <p>(3) かに籠網</p> <p>(4) えび籠網</p> <p>(5) たこつぼ</p> <p>(6) 定置網</p>	<p>（補助基準額） 漁網等の購入費 （補助率及び補助金限度額） 10 <u>パーセント</u>以内とする。ただし、補助金の限度額は3,000千円とする。</p>	<p>風水害等（気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第4条に規定する気象、波浪等の注意報、警報又は特別警報が発令中に発生した自然災害をいう。）により発生した被害の復旧に要する漁網等の購入費で、漁業経営に著しく影響を及ぼすと認められるものを対象とする。</p>
<p><u>6</u> 漁船への省エネルギー化設備又は省力化設備の導入費に対する補助</p> <p>(1) 省エネルギー化設備</p> <p>ア 省エネルギー化推進機関</p>	<p>（補助基準額） <u>省エネルギー化設備</u> <u>又は省力化設備の導入費</u></p> <p>（補助率） 3分の1 <u>以内</u></p> <p>（補助金限度額） (1) 漁船の新造</p>	<p>(1) 既存の設備と比較し、省エネルギー化又は省力化が図られること。</p> <p>(2) 過去5年間以内にこの補助金の交付を受けていない者</p> <p>(3) 経営者又はそ</p>

<p>イ 省エネルギー化発電機  ウ LED集魚灯  (2) 省力化設備  ア 揚網機  イ 巻揚機  ウ 魚群探知機</p>	<p>時における省エネルギー化設備又は省力化設備の導入  ア 10トン以上の漁船限度額  5,000千円  イ 10トン未満の漁船限度額  3,000千円  (2) 省エネルギー化設備又は省力化設備のみの導入限度額3,000千円</p>	<p>の後継者の年齢が、65歳未満であること。</p>
<p>7 次の水産業共同利用施設における風水害等（気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第4条に規定する気象、波浪等の注意報、警報又は特別警報が発令中に発生した自然災害をいう。）の被害復旧に対する補助  (1) 供給基盤施設  (2) 環境改善施設  (3) 資源管理推進施設</p>	<p>（補助基準額）  復旧に要する費用の額  （補助率及び補助金限度額）  20パーセント以内とする。ただし、5,000千円を補助金の限度額とする。</p>	<p>市内の漁業者及び水産事業者が水産業のために共同で利用する施設で、水産物の供給と漁業経営の安定に著しく影響を及ぼすと認められるものを対象とする。ただし、国、県等の補助事業又は損害保険等による補償等により復旧できる部分に係る経費及び復旧に要する費用の額が1,000千円に満たない場合は、補助対象外とする。</p>
<p>8 次の水産業共同利用施設における水産物の供給及び経営の安定化を目的とする改修に対する補助  (1) 供給基盤施設</p>	<p>（補助基準額）  改修に要する費用の額  （補助率及び補助金限度額）  (1) 1,000千円</p>	<p>市内の漁業者及び水産事業者が水産業のために共同で利用する施設で、過去5年以内に整備、改修を行っていないものであって、水</p>

<p>設</p> <p>(2) 環境改善施設</p> <p>(3) 資源管理推進施設</p>	<p>以上5,000千円未満の場合、補助率は、<u>30パーセント</u>以内とする。ただし、1,250千円を補助金限度額とする。</p> <p>(2) 5,000千円以上10,000千円未満の場合、補助率は、<u>25パーセント</u>以内とする。ただし、2,000千円を補助金限度額とする。</p> <p>(3) 10,000千円以上の場合、補助率は、<u>20パーセント</u>以内とする。ただし、5,000千円を補助金の限度額とする。</p>	<p>産物の供給及び経営の安定化を目的とすると認められるものを対象とする。ただし、国、県等の補助事業等により改修できる部分に係る経費及び改修に要する費用の額が1,000千円に満たない場合は、補助対象外とする。</p>
------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 【別記1】

改正前

## 別表（第3条関係）

事業名	補助率又は補助金額	対象及び条件
<p>1. 漁業近代化資金 通法（昭和44年法律第52号）に基づく漁業近代化資金利子補給</p> <p>(1) 1号資金 (2) 2号資金 (3) 3号資金 (4) 4号資金 (5) その他市長が特に必要と認める資金</p> <p>上記近代化資金の種類は富山県漁業近代化資金事務取扱要領（平成17年7月5日水漁第637号）に基づく。</p>	<p>年利率 1%以内 期間 3年以内 ただし、補助対象利子の額から、他制度により受けられる利子補給額を減じた額を補助金上限額とする。</p>	<p>1号資金については総トン数30トン未満の漁船とし、利率、償還及び据置期間は、富山県漁業近代化資金制度実施要綱（平成17年4月1日水漁第556号）に基づく。</p>
<p>2. 産地水産業強化支援事業実施要綱（平成23年3月30日付け22水港第2422号農林水産事務次官依命通知）及び水産関係地方公共団体交付金等実施要綱（平成22年3月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知）に基づく施設整備事業（沿岸漁業構造改善を促進するためのものに限る。）</p>	<p>富山県漁業経営構造改善事業費補助金交付要綱（平成12年4月1日付け水漁第713号）による県の負担分と同額以内</p>	<p>当該事業の実施主体として国から採択された漁業協同組合等の団体を対象とする。</p>
<p>3. 漁業災害補償法（</p>	<p>本人負担掛金に対し</p>	<p>沿岸沖合漁業者及び</p>

<p>昭和39年法律第158号)に基づく漁獲共済掛金補助</p>	<p>(沿岸沖合漁業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ぶり定置 5%以内</li> <li>・その他の定置 16%以内</li> <li>・その他漁業 20%以内</li> </ul> <p>(サンマ漁業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サンマ棒受網 2%以内</li> </ul>	<p>サンマ漁業者であって、魚津船籍の漁船に限る。</p>
<p>4. 漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)に基づく漁船損害保険掛金補助</p>	<p>本人負担掛金に対し15%以内</p>	<p>総トン数30トン未満の漁船を対象とする。</p>
<p>5. 風水害等の被害による漁網等の購入費に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 固定式刺し網(流し網を除く)</li> <li>(2) ばい籠網</li> <li>(3) かに籠網</li> <li>(4) えび籠網</li> <li>(5) たこつぼ</li> <li>(6) 定置網</li> </ul>	<p>(算定基準額) 漁網等の購入費×<u>引受現有率</u></p> <p>(補助率及び補助金限度額)</p> <p>(1) <u>補助率は、算定基準額の10%とする。ただし、補助金の限度額は3,000千円とする。</u></p>	<p>風水害等(気象業務法施行令(昭和27年政令第471号)第4条に規定する気象、波浪等の注意報、警報又は特別警報が発令中に発生した自然災害をいう。)により発生した被害の復旧に要する漁網等の購入費で、漁業経営に著しく影響を及ぼすと認められるものを対象とする。</p> <p><u>引受現有率は、被害のあった漁網等に係る償却資産課税台帳の登録に基づき、その取得時期からの経過年数に応じて、次のように定める。なお、償却資産課税台帳に登録されていない場合は、補助対</u></p>

		<p>象外とする。</p> <p><u>1年未満 100%</u></p> <p><u>2年未満 90%</u></p> <p><u>3年未満 80%</u></p> <p><u>4年未満 70%</u></p> <p><u>5年未満 60%</u></p> <p><u>5年以上 一律50%</u></p> <p><u>定置網に係る補助金の交付は、同一の水産事業者について、同一年度につき1回限りとする。</u></p>
<p><u>6. 漁船への省エネルギー化又は省力化設備の導入費に対する補助</u></p> <p>(1) 省エネルギー化設備</p> <p>① 省エネルギー化推進機関</p> <p>② 省エネルギー化発電機</p> <p>③ LED集魚灯</p> <p>(2) 省力化設備</p> <p>① 揚網機</p> <p>② 巻揚機</p> <p>③ 魚群探知機</p>	<p>(補助率)</p> <p><u>省エネルギー化又は省力化設備の導入費×1/3</u></p> <p>(補助金限度額)</p> <p>(1) 漁船の新造時における設備の導入</p> <p>① 10トン以上の漁船限度5,000千円</p> <p>② 10トン未満の漁船限度3,000千円</p> <p>(2) <u>設備のみ</u>の導入限度額3,000千円</p>	<p>(1) 既存の設備と比較し、省エネルギー化又は省力化が図られること。</p> <p>(2) 過去5年間以内にこの補助金の交付を受けていない者</p> <p>(3) 経営者又はその後継者の年齢が、65歳未満であること。</p>
<p><u>7. 次の水産業共同利用施設における風水害等（気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第4条に規定する気象、波浪等の注意報、警報又は</u></p>	<p>(補助基準額)</p> <p>復旧に要する費用の額</p> <p>(補助率及び補助金限度額)</p> <p><u>20%</u>以内とする。ただし、5,000千円を補</p>	<p>市内の漁業者及び水産事業者が水産業のために共同で利用する施設で、水産物の供給と漁業経営の安定に著しく影響を及ぼすと認められるものを対象とす</p>

<p>特別警報が発令中に発生した自然災害をいう。)の被害復旧に対する補助</p> <p>(1) 供給基盤施設</p> <p>(2) 環境改善施設</p> <p>(3) 資源管理推進施設</p>	<p>助金の限度額とする。</p>	<p>る。</p> <p>ただし、国、県等の補助事業又は損害保険等による補償等により復旧できる部分に係る経費及び復旧に要する費用の額が1,000千円に満たない場合は、補助対象外とする。</p>
<p>8. 次の水産業共同利用施設における水産物の供給及び経営の安定化を目的とする改修に対する補助</p> <p>(1) 供給基盤施設</p> <p>(2) 環境改善施設</p> <p>(3) 資源管理推進施設</p>	<p>(補助基準額)</p> <p>改修に要する費用の額</p> <p>(補助率及び補助金限度額)</p> <p>(1) 1,000千円以上5,000千円未満の場合、補助率は、<u>30%</u>以内とする。ただし、1,250千円を補助金限度額とする。</p> <p>(2) 5,000千円以上10,000千円未満の場合、補助率は、<u>25%</u>以内とする。ただし、2,000千円を補助金限度額とする。</p> <p>(3) 10,000千円以上の場合、補助率は、<u>20%</u>以内とする。ただし、5,000千円を補助金の限度額とする。</p> <p>。</p>	<p>市内の漁業者及び水産事業者が水産業のために共同で利用する施設で、過去5年以内に整備、改修を行っていないものであって、水産物の供給及び経営の安定化を目的とすると認められるものを対象とする。</p> <p>ただし、国、県等の補助事業等により改修できる部分に係る経費及び改修に要する費用の額が1,000千円に満たない場合は、補助対象外とする。</p>

【別記2】

改正後

様式第1号（第4条関係）

年 第 号  
月 月 日

魚津市長 宛

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

年度魚津市水産業経営安定補助金交付申請書

魚津市水産業経営安定補助金 円を交付されるよう魚津市水産業経営安定補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

関係書類

- 1 事業名
- 2 事業計画書
- 3 収支予算書
- 4 その他必要な書類

【別記2】

改正前

様式第1号（第4条関係）

年 第 号  
月 月 日

魚津市長

あて

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

年度魚津市水産業経営安定補助金交付申請書

魚津市水産業経営安定補助金 円を交付されるよう魚津市水産業経営安定補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

関係書類

- 1 事業名
- 2 事業計画書
- 3 収支予算書
- 4 その他必要な書類

【別記3】

改正後

様式第3号（第6条関係）

年 月 日  
第 号

魚津市長

宛

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

### 年度魚津市水産業経営安定補助金実績報告書

年 月 日付けで魚津市指令 第 号で魚津市水産業経営安定補助金の交付の決定の通知があった魚津市水産業経営安定補助金について、魚津市水産業経営安定補助金交付要綱第6条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 事業名
- 2 事業成績書
- 3 収支精算書
- 4 その他必要な書類

【別記3】

改正前

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

魚津市長

あて

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

年度魚津市水産業経営安定補助金実績報告書

年 月 日付けで魚津指令 第 号で魚津市水産業経営安定補助金の交付の決定の通知があった魚津市水産業経営安定補助金について、魚津市水産業経営安定補助金交付要綱第6条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 事業名
- 2 事業成績書
- 3 収支精算書
- 4 その他必要な書類

【別記 4】

改正後

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

年度魚津市水産業経営安定補助金請求書

年 月 日付けで魚津市指令 第 号で交付決定のあった 年度魚津市水産業経営安定補助金について、魚津市水産業経営安定補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり請求します。

記

- |   |           |   |   |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 事業名       |   |   |
| 2 | 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金請求額    | 金 | 円 |

【別記4】

改正前

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

年度魚津市水産業経営安定補助金請求書

年 月 日付けで魚津指令 第 号で交付決定のあった 年度魚津市水産業経営安定補助金について、魚津市水産業経営安定補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

記

- 1 事業名
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助金の額の確定額 金 円
- 4 補助金請求額 金 円

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。